

八女市新庁舎各階平面プラン（案）に対するご意見と回答

八女市新庁舎各階平面プラン（案）に対してご意見を募集したところ、市内在住の4人の方から、次のような46項目のご意見をいただきましたので紹介させていただきます。

なお、ご意見に対しましては、今回の募集の主旨に沿ってお答えできる部分について、市の考え方（回答）を要約し掲載させていただきます。ありがとうございました。※掲載は受付順

ご意見	回答
<p>(1) 市庁舎の図面を見せていただきました。素晴らしいと思います。おりなす八女と新市庁舎が並びに建つんですね、いいと思います。北側には、八女公園と並んで大きな市民の憩い場ができるのではと思います。駐車場は、可能であればの話ですけど、元、電電公社の跡地に立体駐車場をと思います。八女公園、図書館、おりなす八女、新市庁舎が融合して八女市民の憩いの場となれば幸いです。楽しみです。</p>	<p>新庁舎の北側は、緑地を含めその多くの部分を駐車場として平面で整備し、倉庫や車庫も配置する予定です。庁舎1階には、情報・展示コーナーのほか市民が憩えるスペース（仮称：まちの茶屋）を設けます。八女公園や図書館、おりなす八女と連携できるような一体感のある通路やサイン、各施設情報掲示板の整備など、ハードとソフトの両面で賑わいのあるまちづくりを目指していきたいと考えています。</p>
<p>(2) 1階 当直室・管理室の位置について （玄関横→北通用口） 当直室・管理室を正面玄関横の一等地に配置しなければならない特別の理由が無い限り必要性は非常に低いのではないかと。移動させることにより1Fフロアの有効利用が図られる。 北側の職員通用口に移動させることにより、玄関からの出入口が2方向から利用できるようになる。 （※玄関横に配置する場合は、夜間・休日受付のための専用の通用口を玄関ドアに併せて設置する必要があるのでは。）</p>	<p>当直室・管理室については、ご指摘のように職員通用口のほうに配置することも検討しました。 しかし、休日・夜間の受付以外に、多目的室を期日前投票所や一時避難所として利用する場合の出入口とすること等、今後の当直室・管理室の機能や体制を含め総合的に検討した結果、このような配置としています。</p>
<p>(3) ・吹抜けの位置について （2分割→一体型） 折角の吹抜けがEVを挟んで2分割の構造となっている。EV・階段の位置を東 or 西にずらして開放感のある一体的な吹抜けにできないか。 ・EVの位置について 来庁者の大多数が1Fの窓口業務ゾーン利用者であることやホール空間の有効利用及び人の流れを考慮すれば、EVが建物の中心になければならないことはない。むしろ、中心を外した端の方が有利である。</p>	<p>今回の計画では、階段を北側中央と東、西の3カ所、EV（エレベーター）を北側中央と西の2カ所設けています。高齢者やしょうがいをお持ちの方も、北側正面の庁舎の主出入口から各フロアへ、短時間で移動できる動線を優先的に考慮したほか、意匠性、利便性、効率性なども含め総合的に検討した結果、このような配置としています。 なお、この北側中央のエレベーターからは、4階の議場（議会スペース）へも最短で行くことができます。</p>

ご意見	回答
<p>(4) 1F 待合ホール 市民ミニコンサート等が開ける空間としてもらいたい。</p>	<p>待合ホールやまちの茶屋等の1階スペースの利用のあり方、隣接するおりなす八女との連携、あるいは機能の棲み分けなどについては、ご意見も参考に今後検討していきたいと考えています。</p>
<p>(5) ・5F 研修室の位置について (5F→下層階) 市民参加型の研修室であれば、動線が西 EV に限定される5階ではなく、正面入り口からも利用しやすい下層階の場所を充てるべきではないか。 ・福利厚生室(休憩室)(2F→5F) フロア毎に更衣室・休憩室等があるのが理想だが、市民参加型の研修室が5Fで規模(面積)の大きい福利厚生室(休憩室)が2Fという配置は疑問、分散・移動等の再考を。</p>	<p>市民参加型の研修や市民の皆様に出席をお願いする各種会議の会場としては、1階の多目的室(2室をつなげて使うことが可能)をはじめ、2階の18人用会議室(2室を〃)、3階の24人、48人用会議室(3室を〃)など各階の会議室も使用する考えで、5階に限定するという訳ではありません。 2階の休憩室は、主に1階と2階で働く職員の休憩室としているため、少し広がっています。</p>
<p>(6) シャワー室について 1Fの清掃業務班等の現業職員用のシャワー室は必要ないか。</p>	<p>市内部で協議、検討した結果、専用のシャワー室は設けないこととしています。2階、3階のシャワー室を共用します。</p>
<p>(7) 1F 各種手続き窓口 市民がよく手続きをするものを集約して設置。</p>	<p>ご意見のとおり、市民の利用が多い窓口を効率よく配置(集約)して、移動や負担のできるだけ少ない便利な市役所を目指します。</p>
<p>(8) 図書館+フリースペース 市立図書館を移動。建物が古いため安全性が心配+利便性</p>	<p>市立図書館(周辺施設)との融合や連携に対する考え方、また市民が憩えるスペースについては(1)の回答のとおりです。</p>
<p>(9) 1F 観光案内所 外国語を話せる職員も配置。</p>	<p>観光案内所は、八女観光物産館「ときめき」内に設置しており、外国人観光客にも案内ができる体制を整えています。</p>
<p>(10) 1F キッズスペース(託児室)+子育て支援</p>	<p>キッズスペースは、個室とはせず、ニーズのある階の待合ホール等にマットを敷く等して設ける計画です。保護者が安心して手続き等が行えるよう検討していきます。</p>
<p>(11) 各種相談窓口(相談室) 人目を気にしないスペースで各種相談窓口を数ヶ所設置。</p>	<p>相談窓口や相談室は、ご意見のとおりプライバシーに配慮した部屋として十分に設けていく考えです。</p>
<p>(12) 各種業務スペース 各々の職員の業務が気を散らされることなく集中して行えるようにする。</p>	<p>来庁者にとってはもちろん、そこで働く職員にとっても、快適で執務に集中できる環境を整えていきたいと考えています。</p>

ご意見	回答
<p>(13) 4F ・展望スペース・カフェ・観光案内所・八女の品の展示スペース 観光客が景色を見ながら楽しむ場所。また普通の案内所では分かりにくい説明も。実際に目で見て教えられるので案内する側も助かる。※八女茶飲み放題！</p>	<p>カフェについては、飲食もできるスペースとして「まちの茶屋」（仮称）を1階に、また地場産品の情報・展示スペースとしては、「情報の町家」（仮称）を同じく1階に設ける予定です。観光案内所については、(9)の回答のとおりです。展望スペースの具体的な運用については、今後検討していきたいと思います。</p>
<p>(14) 1.庁舎面積について 基本計画時“庁舎の基準面積約 11,000 m²” + “付加機能面積約 1,000 m²” より庁舎全体面積として約 12,000 m²程度となっていました。今回の基本設計に伴う平面図において、面積一覧表では、“付加機能スペース等面積” も含んで約 11,000 m²となっています。“庁舎の基準面積部分” と “付加機能部分” とに振り分けた面積一覧表をご教示下さい。 今回の設計では約 1,000 m²程が面積減になっていますが、“庁舎の機能として、市民および執務スペース等は十分に確保” されて問題・支障なき面積（建物の規模）との見解でいいのでしょうか？ また、工事概算事業費においても“基本計画時、12,000 m²で約 54 億円” なので“11,000 m²” となれば面積減 1,000 m²分の約 4.5 億円分の事業費も減額との見解でいいのでしょうか？</p>	<p>今回は、新庁舎の各階フロア平面図についてご意見を募集していますが、敷地内に別棟で倉庫等を設ける予定です。倉庫等を合わせると、床面積の合計は 11,000～12,000 m²程度になる予定です。 工事費については、基本計画に概算を掲載していますが、可能な限り抑制に努め、財政面に配慮しながら事業全体を進めていきたいと考えています。</p>
<p>(15) 2.庁舎建物への敷地全体からのアプローチ計画について 今回の平面図において、庁舎建物の顔となる主玄関（出入口）までのアプローチ計画が不明の為に、庁舎主出入口位置について意見ができません。基本設計での平面図であっても、概略的にどのような敷地全体での計画（構想）を基に、この庁舎への主出入口に至ったのでしょうか？経緯についてご教示下さい。（検討中であるかもしれませんが、概略の方針でもご教示下さい）</p>	<p>敷地北側の県道 96 号（旧国道 442 号線）から、敷地内へ入り、庁舎建物の主出入口へ向かって進むアプローチ計画等を検討中です。</p>
<p>(16) 3.基本計画時における“おもいやり駐車場等” について 今回の平面図において“おもいやり駐車場（来庁者が混同しないよう区画した専用エリアとして庁舎の出入口付近に駐車スペース部分に屋根付等を設置）および雨に濡れない車寄せスペース等、雨天時に配慮した利用者動線確保する部分が明記されていません。これらの施設等も平面図として意見に対しては重要な施設になります。平面図としてこれらの施設等を含めた玄関（出入口）廻りを明示した上で、公開すべきかと思えます。 この“おもいやり駐車場” として床面積 280 m²程度計上して計画しているようですが、配置図計画において、現庁舎と新庁舎との建物間距離が約</p>	<p>駐車場を含めた外構計画等については、現在検討中です。思いやり駐車場については、基本計画に記載しているとおり、庁舎出入口近くに設け、屋根を設置するなど雨天時の利便性にも配慮したいと考えています。</p>

ご意見	回答
<p>8.0m 程度の間（スペース）でどのように計画されているのでしょうか？この約 8.0m 程度の部分は、新庁舎工事中の現庁舎利用者動線確保部分として“基本計画での方針のひとつ”であったと思います。“おもいやり駐車場や車寄せ施設”等の施行時期・工事計画・新庁舎への移設時期”等を含めた“建替ローリング”は基本計画時のままで、何ら問題・支障はない見解でしょうか？仮に何らかの問題・支障等が考えられるのであれば、見直し・修正等をした“建替ローリング”をご教示下さい。</p> <p>基本計画時に示された“新庁舎建物エリア（工事中のエリア）”内での平面図（おもいやり駐車場や車寄せ施設含む）を今回の平面図（案）として公開すべきかと思います。</p> <p>今回の配置図・平面図からして、どう見ても“新庁舎建物エリア（工事中のエリア）”から“おもいやり駐車場や車寄せ施設”がエリアを超えて、現庁舎利用者動線部分に重複されるのではと思われます。</p>	
<p>(17) 4. “市民懇談会”からの基本計画（設計）についての“提言3”について</p> <p>“提言3”によると“近接公共施設との連携”として、おりなす八女交流棟・研修棟等の公共施設に対して庁舎整備にあたっては、これらの施設との連携（ハード面・ソフト面）や再整備を含めた庁舎・駐車場計画に対して検討するようにと求めています。今回の平面図からして近接公共施設等とはどのような連携等を検討・配慮された平面図となっているのでしょうか？</p>	<p>周辺公共施設との連携についての基本的な考え方は(1)の回答のとおりです。今後も引き続き検討していきたいと考えています。</p>
<p>(18) 5. 1階平面図について</p> <p>5-1 1階風除室から総合案内所までの動線について</p> <p>主出入口から風除室→庁舎内への動線で、身障者・車イス等の利用者にとって、2回 90°曲がった総合案内所へたどり着く平面図ですが、主出入口から直線的に総合案内所への動線が、身障者・車イス等の利用者にとっては、スムーズに負担のかからない優しい動線ではないでしょうか？身障者・車イス等の利用者等のご意見を踏まえての今回の平面図（動線）でしょうか？また、風除室（主出入口）と総合案内所までの位置関係については、敷地全体からしての風除室（主出入口）までが不明の為に意見ができない点もあります。</p>	<p>風除室から待合ホールへ直接外気が吹き込むのを防止するため、90°曲がる計画としています。</p> <p>卓越風として北からの風も多く、待合ホールの居住環境を考えてこのような計画としています。</p>

ご意見	回答
<p>(19) 5-2 喫煙所について</p> <p>面積表の1階共用部として“喫煙所 6.0 m²”が計上されていますが、平面図内ではどこに配置計画されているのか？不明です。また、“喫煙所”を計画された経緯、必要性についてご教示下さい。</p> <p>今、現庁舎建物内は“禁煙”の表示が示されています。健康増進法でも公共建物等では、原則“禁煙”（屋内）になっていないのでしょうか？公共施設として今のご時世にて“喫煙所”を設置されるのはいかがでしょうか？仮に設置される場合の利用対象者は、“来庁者等の市民のみ”でしょうか？それとも“執務中の市職員の一服としての場所”としても利用可能と考えてあるのでしょうか？</p> <p>市職員の方々の喫煙場所として“休憩室・更衣室等”の建物内部での提供場所を考えてあるのでしょうか？庁舎建物内はいかなる場所（エリア）においても“全館禁煙”を望みます。</p>	<p>喫煙所は誰でも利用できる方針とします。</p> <p>建物内には設置はできないため、1階は屋外の庁舎南西の角付近に、またそのほか室外（バルコニー等）の屋外に、喫煙コーナーとして設置することを検討中です。</p>
<p>(20) 5-3 夜間・閉庁日の出入口について</p> <p>夜間受付や閉庁日の出入口は、平面図においてどこに計画されているのでしょうか？夜間来庁者の庁舎内での可動範囲（動線範囲）や閉庁日の来庁者との受付・作業等の対応範囲（動線範囲）は、どのように計画されているのでしょうか？かつ、それぞれに対するセキュリティ対策面についてもどのような計画となっているのでしょうか？</p>	<p>夜間・休日の届出受付は、主出入口から入り、当直室管理室で行う計画です。また、具体的なセキュリティ方法については現在検討中です。</p>
<p>(21) 5-4 1階窓口執務配置パターンについて</p> <p>基本計画時においての資料として“窓口配置パターン”について3例ほどのイメージ図が示されて、それぞれでのメリット・デメリットが記載されています。ケース 1.2.3 共にメリットについては“来庁者・執務者に対して共通の内容となっておりますが、デメリットに関しては、ケース 1.2.3 共に“執務スペース等の問題点がある中、ケース 2 においては、更に“来庁者への動線が長くなる”と来庁者へのデメリット要素がある窓口パターンとして示されています。今回の平面図（窓口パターン）において、このケース 2 タイプを採用された見解をお願いします。来庁者への負担（デメリット）あるパターンを選択されては、来庁者への負担軽減・利用しやすい計画の方針にはなってないように思います。市民より執務者が優先された平面図（窓口パターン）になっているようにも思われます。</p>	<p>地域に開かれた庁舎を目指し、部門配置が来庁者にわかりやすく開放的なエントランスホール、市民サービスを効率的に行える部門配置が可能な執務室計画など、総合的に検討し、このような窓口配置としました。</p> <p>課の配置については、転入・転出ほか様々な手続き等で複数の課に用件のある方が、移動距離が少なくすむよう関係部署を効率的に近くに設置することなどを考慮し、それに合わせた窓口体制のあり方を検討します。これを踏まえ、カウンターの形状は、基本計画中のケース 3 に近くなる場合や、L字型も含め考えていきます。</p>

ご意見	回答
<p>(22) 5-5 1階 ATM への出入口について ATM 利用の出入口は、外部からのみでしょうか？建物内部からの利用出入口は計画されているのでしょうか？</p>	<p>ATM の出入口は、外部からのみの計画です。</p>
<p>(23) 5-6 1階多目的トイレ・男女トイレについて 多目的トイレが東西 2ヶ所計画されてますが、この間の距離≒70m（中央からは≒35m）は利用対象者からして長すぎではないでしょうか？現庁舎でのトイレ間の距離≒40m程度に対し、今回の平面図計画でのトイレ間の距離 70mは約 2倍近くに遠くなって利用対象者に対しての優しさ・スムーズ等の配慮はいかがなものでしょうか？男女トイレも東西 2ヶ所計画されてますが、西側のトイレエリアは、執務者関連施設（休憩室・倉庫等）エリアになっていて執務者の利用率が高い男女トイレかと思えます。来庁者としては、できる限り来庁者エリア付近（授乳室・おむつ交換室付近）での一体的な利用エリアとして、多目的トイレ、男女トイレの追加での配慮できないでしょうか？西側の男女トイレ規模見直し、多目的トイレの有無、職員用出入口、相談室等エリアの平面再検討をお願いします。</p>	<p>現庁舎の 1階には、多目的トイレは 1カ所しかありませんが新庁舎では 2カ所配置する予定で、高齢者やしょうがいをお持ちの方にも利用しやすくなります。また、執務室の出入口は東西に設置しているため、職員は両方のトイレを使用する計画です。1階に配置する様々なスペースとその機能性、コスト、プライバシーへの配慮など総合的に検討してこのような配置としています。 また、現庁舎ではトイレの数が不足していましたので、配置も含め検討を行い男性用、女性用、多目的トイレのすべての便器について増設する計画です。</p>
<p>(24) 5-7 多目的室 1.2 およびまちの茶屋への利用について 多目的室 1.2 やまの茶屋への利用にあたっては、主出入口がメインで東側出入口はサブ的な利用出入口としての平面図でしょうか？多目的室 1.2 やまの茶屋への利用としては、東側出入口位置を見直して、手続き等利用者以外の市民でも気軽に庁舎内のまちの茶屋の利用できるように、これらの施設近くに出入口はできないでしょうか？</p>	<p>多目的室 1.2 やまの茶屋へは、主出入口と東側出入口の双方からのアクセスが可能で、どちらがメインという位置づけはありません。ただし、休日・夜間の出入口については北側の主出入口を計画しています。東側出入口については、市民利用エリアを集約して配置すること等も考慮し、現在の位置としています。</p>
<p>(25) 5-8 庁舎建物の出入口と整備される敷地出入口との関係について 庁舎建物への出入口として、北側の主出入口、北側の職員用出入口、東側の出入口、西側の出入口の 4ヶ所が計画されてますが、基本計画時に、東側道路からの整備される敷地出入口（現在の東道路からの出入口付近）と南側道路の敷地南西隅附近から整備される敷地出入口を計画されてますが、このそれぞれの整備される敷地出入口からの庁舎建物の東側の出入口、西側の出入口への動線および利用対象者等についての見解をお願いします。またアプローチ計画（屋根付対策の有無等）があればご教示下さい。</p>	<p>基本計画に掲げている内容は、土台となる大きな方向性を描いたものではありませんが、その時点で確定しているものではありません。実際には、設計委託事業者と協議を進めながら具体化していくこととなります。 敷地内への出入口の位置及び歩行者通路を含めた外構計画等については、(15)(16)でお答えしたとおり、現在検討中ですが、今後、設計を進めていく中で、本計画に合わせた利用しやすいものとしていく考えです。</p>

ご意見	回答
<p>(26) 5-9 キッズスペース等について 平面図内のコメントに“キッズスペースを設置”と書いてありますが、平面図にも面積表にも記載されてません。“キッズスペース”の広さ(面積)・計画場所等をご教示下さい。</p>	<p>(10)の回答のとおり、キッズスペースは、個室とはせず、ニーズのある階の待合ホール等にマットを敷く等して設ける計画です。具体的な広さ、場所については今後検討していく予定です。</p>
<p>(27) 5-10 待合ホールでの施設等について 現庁舎の待合ホール内に“議会中継モニターと傍聴スペース”がありますが、今回の平面図での待合ホールには、このようなエリア・設備があるのでしょうか？4階の議会ゾーンでのラウンジのみとの計画でしょうか？また、待合ホール内に新たに計画されている施設・設備等(サービス等含)あれば、ご教示下さい。</p>	<p>新庁舎では、議場での傍聴のほか、4階展望ラウンジでのモニターによる傍聴などが考えられますが、具体的な方針、計画に関しては今後検討していくこととなります。 また、現段階で待合ホール内に新たに計画している施設設備はありません。</p>
<p>(28) 5-11 防災備蓄倉庫について 災害時等での防災備蓄倉庫は今回の平面図において、配置計画があるのでしょうか？計画されているならば、何階に？どの位の広さ(面積)でしょうか？また、備品等の搬入経路、動線等についてご教示下さい。基本計画時には防災備蓄倉庫を設ける旨が明記されていたかと思えます。</p>	<p>防災備蓄倉庫については、別棟で計画している倉庫等の中に配置する予定です。備蓄品の搬入搬出が容易にできるよう、広さも含めて検討中です。</p>
<p>(29) 6. 2階平面図について 6-1 東西の吹き抜け横の打合せスペースについて 平面図において、打合せスペースとして、12ヶ所(テーブル・イス付)計画されてますが、12ヶ所の必要性根拠をご教示下さい。現在の打合せスペースでの利用率、稼働率、同時利用率についてもご教示下さい。 東側吹き抜け横の打合せスペースは市民サービスエリア(ラウンジ等)として、西側吹き抜け横の打合せスペースは1階平面図でのトイレエリアの2階トイレエリアとしての検討をお願いします。特に多目的トイレは今回の平面図では西側に1ヶ所しかなく利用者としては動線も長くて不便さを感じます。</p>	<p>現庁舎は、会議室や相談室、打合せスペース等が不足しているため、これらについては執務環境の現状調査や各課のヒアリング、また他自治体の事例等も参考に検討し配置しています。吹き抜け回りの打合せスペースは市民の利用(待合、休憩用としての利用)も想定していますが、机椅子の種類や数も含め具体的な運用は今後検討します。 多目的トイレは、現庁舎では3カ所ですが新庁舎では5カ所に増設しています。1階東側以外の各階西側の4カ所は各フロアの西側エレベーター付近に配置しています。</p>
<p>(30) 6-2 2階西側の多目的トイレ、男女トイレについて 1階平面図でのコメント5-6に関連して、西側吹き抜け横の打合せスペースでの多目的トイレ・男女トイレの追加での配慮した再検討をお願いします。西側の男女トイレ規模見直し、多目的トイレの有無等については、平面再検討をお願いします。</p>	<p>2階には多目的トイレは1カ所ですが、トイレの配置等については(23)の回答の考え方と同じです。フロアに配置する様々なスペースとその機能性、コスト、プライバシーへの配慮など総合的に検討してこのような配置としています。</p>

ご意見	回答
<p>(31) 7. 3階平面図について 7-1 3階西の吹き抜け横の打合せスペースについて 2階平面図でのコメント6-1と同様に、6ヶ所の必要性根拠をご教示下さい。現在の打合せスペースでの利用率、稼働率、同時利用率についてもご教示下さい。西の吹き抜け横の打合せスペースは、1階・2階平面図でのトイレエリアの3階トイレエリアとしての検討をお願いします。特に、多目的トイレは今回の平面図では西側に1ヶ所しかなく利用者としては動線も長くて不便さを感じます。</p>	<p>(29)(30)の回答のとおりです。</p>
<p>(32) 7-2 3階西側の多目的トイレ・男女トイレについて 1階平面図でのコメント5-6および2階平面図でのコメント6-2と同様に、西側の多目的トイレ・男女トイレの平面再検討をお願いします。</p>	<p>(29)(30)の回答のとおりです。</p>
<p>(33) 7-3 3階東側の男女トイレエリアについて 東側の男女トイレエリアが、2階および4階平面図でのトイレエリアと、上下階で位置がズレています。施工等に関しては問題がないのでしょうか？ズレていることによるメンテナンス、効率性、工事費等においては、何らかの懸念される問題点が考えられると思います。1階、2階、4階平面図でのトイレエリアと同エリア附近（東側階段の北側エリア）での配置および会議室等の見直し計画等再検討をお願いします。</p>	<p>適切な位置にPS（パイプシャフト）を設け、メンテナンス等を容易に行える計画とします。</p>
<p>(34) 7-4 3階災害時での機能施設について 災害時の24時体制での活動を支える為の仮眠室・シャワー室等は、今回の平面図において計画検討されているのでしょうか？平面図・面積表において不明です。計画あれば、どの階に、どの場所に、どの位の広さ（面積）なのか、ご教示下さい。</p>	<p>シャワー室は、2階と3階の西側に、面積一覧表に記載のとおり各3.84㎡で計画しています。 仮眠できるスペースについては、休憩室内等に設けることを検討しています。</p>

ご意見	回答
<p>(35) 8. 4階平面図について</p> <p>8-1 4階吹き抜けについて</p> <p>吹き抜け部分が1階～3階に比べて半分程の奥行（南北方向）と中途半端になっていますが、4階にまで吹き抜けの必要性はあるのでしょうか？3階まででいいのでは？4階平面図において吹き抜け部分に面して、吹き抜けの開放感を感じることができるのは、議会事務局、正副議長室、委員会室のみで、これらの各室と吹き抜け部分とに何らかの計画・利用性等について、検討されているのでしょうか？4階までの見解をお願いします。4階においては来庁者にとって何も吹き抜けに関してのメリットはあるのでしょうか？</p>	<p>吹き抜けは4階の腰壁の高さまでとし、重力換気（高い方がより得られる）による自然換気を促進し、中間期の空調負荷軽減を図る計画としています。</p>
<p>(36) 8-2 4階の廊下からの出入口について</p> <p>今回の平面図において、廊下から外部（3階の屋根・屋上部分）への出入口があるのでしょうか？屋根・屋上部分の利用計画があるのでしょうか？出入口としては、西側のEPS、東側の機械室、北側のEV前の廊下より屋根・屋上へ出入り可能かと思えます。</p>	<p>3階の屋根、屋上部分での出入口は設置する予定です。屋上部分は太陽光発電設備の設置を検討しています。</p>
<p>(37) 9. 5階平面図について</p> <p>9-1 5階設備室エリアについて</p> <p>空調機室、電気室、発電機室でのメンテナンス（機械・機材・材料等の搬入や入れ替え等）に対しては、どのような計画での平面図になっているのでしょうか？搬入口、搬入方法等はどのように計画されているのでしょうか？</p>	<p>1階北側の搬入口から西側のエレベーターを経由し、搬入する計画としています。</p>
<p>(38) 9-2 5階平面図での避難経路について</p> <p>今回の平面図において、階段室は西側のみの1ヶ所となっていますが、災害時、この階段室が下階からの状況で利用できなくなった場合、研修室利用者の避難経路はどのように計画されているのでしょうか？また、この状況時に設備室等への経路もどのように計画されているのでしょうか？</p>	<p>西側階段室が利用できない状況の場合、外部のバルコニーへの避難を計画しています。</p>
<p>(39) 9-3 5階西側の階段室から設備室までの廊下について</p> <p>今回の平面図において西側の階段室から設備室までの廊下が長いように思えます。廊下部分の面積がムダにも思えます。設備室の配置や避難経路等も含めての再検討をお願いします。</p>	<p>設備室は騒音・振動に配慮した位置に計画しています。</p>

ご意見	回答
<p>(40) 9-4 5階室外機置場について</p> <p>今回の平面図において、室外機置場が、5階設備室等の南側に計画されていますが、室外機等のメンテナンス（機械・機材・材料等の搬入や入れ替え等）に対しては、どのような計画、経路等になっているのでしょうか？</p>	<p>西側エレベーターから5階の廊下、またはバルコニーを経由しての搬入経路を計画しています。大型のものに関してはクレーンでの搬入となります。</p>
<p>(41) 10. 庁舎建物全体について</p> <p>10-1 屋根・屋上となる部分の利用について</p> <p>2階～5階平面図において、屋根・屋上となる部分についての利用計画はあるのでしょうか？どの階に対しての利用計画があるか？来庁者の利用可能なエリアは計画されているのでしょうか？また、屋根・屋上となる部分を非難経路の一部として計画されているのでしょうか？</p>	<p>屋根・屋上部分の開放については検討中です。メンテナンス等を考慮し、バルコニーへの出入口は設ける計画としています。</p>
<p>(42) 10-2 各階平面図でのセキュリティ対応策について</p> <p>各階の平面図において、来庁者ゾーンと執務ゾーンと職員ゾーンとのセキュリティ対応策に配慮した計画内容について（施設・設備）は、どのように計画されているのでしょうか？およびセキュリティ対応策を講じている、位置・場所・方法等についてもご教示下さい。</p>	<p>開庁時において職員ゾーンは施錠等によりセキュリティ対策を行います。時間外・休日はシャッター等により、市民開放エリアと執務ゾーンを区画するなどのセキュリティ対策を行います。</p>
<p>(43) 10-3 全体 フレキシビリティの確保について</p> <p>各階の平面図において、各階での将来配置替え等による用途変更への対応として、どのような検討がされているのでしょうか？何階でしょうか？またどの部屋を対象として検討がされているのでしょうか？</p>	<p>1,2,3階の執務室は大空間のオープンオフィスでユニバーサルレイアウトとする計画であり、機構改革の度にかかる工事費が不要となり、人が移動するだけで組織変更に対応できます。また、各階、内部の間仕切りは乾式の間仕切り壁とし、容易にレイアウト変更可能な計画とします。</p>

ご意見	回答
<p>(44) 10-4 全体 庁舎建物全体のバランスについて</p> <p>庁舎建物の外観については、検討中とのことですが、建物全体のバランスとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階平面図より2階平面図では東側の1柱間隔(1スパン≒8.0m)分が、カットされている。 ・3階平面図では、会議室北側部分が2階平面図に対してのカット ・4階平面図では、北側部分が3階平面図に対してのカット ・5階平面図では、室外機置場として4階平面図に対してのカット <p>等の外壁面等位置が上下階においてズレていますが、このズレることでのメリット・デメリットの見解をお願いします。外観デザイン性にあつてのことかとも思いますが、凹凸が多い建物ではないかと思えます。外壁面等位置がズレること、各階での屋上・屋根となる部分が多くなることになり、防水対策(雨漏れ)やメンテナンス等に対しての懸念材料が考えられるかと思えます。</p>	<p>各階はシンプルな矩形の平面プランであり、複雑な形態とはなっていません。そのため適切な工法にて計画し、十分な防水対策を行います。</p> <p>メリットとして、上層階をセットバックさせることで、周辺への圧迫感を軽減することができ、町並みの景観に配慮した計画とします。</p>
<p>(45) 11. 配置図(庁舎建物の位置)について</p> <p>庁舎建設基本計画時において、“庁舎建設予定敷地候補地”として当該敷地を含めて5ヶ所が候補地として計上されていて、当該敷地では、現庁舎での業務利用しながらとして、来庁者やおりなす八女の駐車場への動線確保しつつ、新庁舎建設エリアを敷地図に概略的に示されてました。今回の基本設計に伴い、平面図の規模等が公開され、配置図に新庁舎建物が配置されています。基本計画時には不明確であった新庁舎建物の建設エリア(工事範囲)と現庁舎利用時の来庁者等の動線との境界ラインを配置図へ記載された内容をご教示下さい。また、3.でのコメントと重複内容となる点がありますが、“境界ラインが入った配置図”に現庁舎利用時かつ新庁舎への業務引越し後の新庁舎利用時にも来庁者等としての動線エリア、おもいやり駐車場や車寄せ等のスペース、新庁舎利用時の現庁舎解体工事での工事範囲ライン等、全体的計画について“建替ローリング”も含めてご教示下さい。</p>	<p>工事中において、来庁者の方々への負担が少なくなるように配慮したローリング計画を検討中です。</p>

ご意見	回答
<p>(46) 12. 基本計画時の新庁舎の必要機能・規模の実行性について</p> <p>基本計画時の新庁舎への基本理念および基本方針1～5を踏まえ、これらを実現するための具体的な機能や方策が整理されて示されています。今回の基本設計での平面図において“この具体的な機能や方策内容”に対する実行性・実施性について、全項目の評価を全てご教示下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮された内容 ・検討等行った結果、実行できなかった内容（例えば、来庁者利用できる食堂） ・設置、配置された機能内容 <p>市民のひとりとして全てが実行・実施されるとは思ってませんが、市民側と行政側において価値観等の相違によっては、必要機能等の有無があるかもしれません。実行・実施できない機能等の要因は何になるのか？等の見解をお願いします。当該敷地のため、実行・実施できない要因となる機能等は一切無いのでしょうか？</p>	<p>平成30年度に策定した八女市新庁舎建設基本計画や執務環境現状調査から得られた各種データ、また市議会からの提言等もベースに素案を作成し、検討を重ね、今回の平面プランを公開しています。ご理解をお願いします。</p> <p>なお、例えば食堂につきましては、設備整備に係るコスト、類似規模の自治体の状況、運営方法、近隣への影響など様々な面から検討し、飲食可能なスペース（仮称：まちの茶屋）の提供としています。</p>